

令和7年5月16日
国土交通省九州地方整備局
川辺川ダム砂防事務所

川辺川の流水型ダムの事業認定の申請について

国土交通省九州地方整備局は、令和7年5月16日に、一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業について、土地収用法に基づく事業の認定を国土交通大臣に申請しましたのでお知らせいたします。

ただし、事業の認定後の収用手続きは、保留し、任意による用地取得に努めます。

川辺川の流水型ダムについては、令和2年7月豪雨被害からの早期の復旧・復興に向け、球磨川流域の安全・安心を確保するため、早期に球磨川流域の治水安全度の向上を図ることを目的に、令和9年度にダム本体基礎掘削工事に着手し、令和17年度に事業を完了させることを目標としています。

事業を実施するにあたり必要となる用地の取得においては、多くの土地所有者等のご協力を得て、令和7年4月末時点で約99%（土地所有者（件数）ベース）の用地を取得しております。

引き続き、土地所有者等への丁寧な説明を行うことにより解決を図ることを基本と考えていますが、所有者の所在が判明しない土地など、任意での取得が困難な箇所もあります。

そのため、土地収用法に基づく事業の認定を国土交通大臣に申請しましたのでお知らせいたします。

なお、事業の認定後の収用又は使用の手続きは保留し、引き続き任意による用地取得に努めてまいります。

【問い合わせ】

国土交通省 九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所

（事業計画に関すること）技術副所長 熊谷 隆則

（事業認定に関すること）事務副所長 田中 直人

電話番号（代表） 0966-23-3174

「土地収用法の事業認定」とは

土地収用法は、憲法第29条第3項の「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」との規定に基づき、「公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し（中略）、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もつて国土の適正且つ合理的な利用に寄与すること」を目的として定められたものです。

事業認定手続きは、この土地収用法の手続の一つであり、国土交通大臣または都道府県知事（事業認定庁）が、申請に係る事業が『高い公共性を有し、かつ土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであることを審査し、当該事業のために土地等を収用又は使用する必要があること』について認定する手続きです。

土地収用法（昭和二十六年六月九日法律第二百十九号）

（事業の認定）

第十六条 起業者は、当該事業又は当該事業の施行により必要を生じた第三条各号の一に該当するものに関する事業（以下「関連事業」という。）のために土地を収用し、又は使用しようとするときは、この節の定めるところに従い、事業の認定を受けなければならない。

（手続の保留）

第三十一条 起業者は、起業地の全部又は一部について、事業の認定後の収用又は使用の手続を保留することができる。

事業認定手続きについて

